

岩沼市西児童センター放課後児童クラブ 分室運営業務公募型プロポーザル 実施要領

令和5年10月

健康福祉部子ども福祉課

1. 公募の趣旨

本業務は、本市が新たに整備する西児童センター放課後児童クラブ分室について、運營業務を委託するものであるが、価格競争だけではなく、当該業務を履行する上で、安定的に業務を遂行する能力や、民間のノウハウに基づく企画力等が求められることから、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うものである。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 岩沼市西児童センター放課後児童クラブ分室運營業務
 - (2) 業務内容 【資料1】岩沼市西児童センター放課後児童クラブ分室運營業務仕様書のとおり
 - (3) 履行場所 岩沼市松ヶ丘一丁目17番地 岩沼西小学校校庭内
 - (4) 履行期間 契約締結した翌日から令和9年3月31日まで
運営期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- ※なお、契約締結の翌日から令和6年3月31日までを準備期間とし、受入準備に係る業務を別途委託する場合があるが、その費用については、今回の参考見積額には含まないこと。

3. 配布資料

下記様式及び資料については、市のホームページよりダウンロードすること。

- (1) 【資料1】岩沼市西児童センター放課後児童クラブ分室運營業務仕様書（以下、「仕様書」という。）
- (2) 【資料2】岩沼市西児童センター放課後児童クラブ分室運營業務公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）
- (3) 【資料3】位置図
- (4) 【資料4】設計図
- (5) 【様式第1号】参加表明書兼誓約書
- (6) 【様式第2号】法人等概要書
- (7) 【様式第3号】業務実績調書
- (8) 【様式第4号】業務実施体制
- (9) 【様式第5号】企画提案書（表紙）
- (10) 【様式第6-1号】参考見積書
【様式第6-2号】参考見積額内訳書
- (11) 【様式第7号】質問書
- (12) 【様式第8号】辞退届

4. 参考見積上限額

様式第6-1号参考見積書における上限額は、年間31,000千円で、3か年で合計93,0

00千円とする。

※本業務は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第2種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

※上記の限度額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務の上限額を示すものであることに留意すること。

5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 過去3年以内に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当せず、同施行令第167条の4第2項に基づく市の入札参加制限を受けていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 岩沼市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年告示第83号）別表に記載されていない者であること。
- (4) 国税並びに市税を滞納していないこと。
- (5) 県内に本店又は支店、若しくは営業所等を有していること。
- (6) 過去3年以内に、地方公共団体より、本業務と同様若しくは類似業務を履行した実績があること。なお、類似業務とは、放課後子ども教室や民間学童保育のほか、放課後児童健全育成事業の届出を行わず実施しているもので、市が認める事業とする。

6. スケジュール

本業務に係るプロポーザルのスケジュールは以下のとおりである。

事 項	期 日
プロポーザル実施の公表	令和5年10月12日（木）
参加表明書兼誓約書等の提出期限 →様式第1号～第3号及び添付書類の提出	令和5年10月12日（木） ～11月8日（水）17時00分
質問書の受付期間 →様式第7号の提出	令和5年10月12日（木） ～11月1日（水）12時00分
質問への回答	令和5年11月6日（月）
資格審査結果通知	令和5年11月10日（金）
企画提案書等の提出期限 →様式第4号～第6-2号及び企画提案書 （任意様式）の提出	令和5年11月17日（金）12時00分
プレゼンテーション及びヒアリング	令和5年11月27日（月） （詳細な時間や場所は別途通知）

選定結果通知	令和5年11月下旬（予定）
契約締結	令和5年12月上旬（予定）

※上記スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

7. 質問及び回答

本業務に係る仕様書及び実施要領等に関する質問がある場合は、次の手続きをすること。

- (1) 提出書類 【様式第7号】 質問書
- (2) 提出方法 質問書は担当部署のメールアドレス (kodomofukusi@city.iwanuma.miyagi.jp) へ送信すること。なお、メールの件名は、「岩沼市西児童センター放課後児童クラブ分室運営業務に関する質問書」とし、トラブル防止のため、送信した後、担当部署に受信の確認をすること。
- (3) 提出期限 令和5年11月1日（水）12時00分
- (4) 質問回答 令和5年11月6日（月）に市ホームページ上に回答を掲載する。

8. 参加表明書兼誓約書等の提出

本業務に係る参加表明書兼誓約書等は、添付書類とともに下記のとおり提出すること。

また、提出書類等については、市のホームページよりダウンロードすること。

- (1) 提出書類 【様式第1号】 参加表明書兼誓約書
【様式第2号】 法人等概要書
(添付書類)
法人等の定款、規約その他これに類する書類
法人登記事項証明書
納税証明書又は未納のない証明書（国税及び市税（岩沼市分のみ））
過去3期分の決算書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
【様式第3号】 業務実績調書
- (2) 提出場所 岩沼市健康福祉部子ども福祉課
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便によるものとし、封筒の表面に「岩沼市健康福祉部子ども福祉課宛」、「公募型プロポーザル参加表明書等在中」と記載すること。）
正本1部、副本（正本のコピー）7部、CD-R1枚を提出すること。
- (4) 提出期限 令和5年11月8日（水）17時00分
- (5) 結果通知 上記の参加表明書類一式の審査を行い、令和5年11月10日（金）に資格審査の結果を通知する。

9. 企画提案書等の提出

本業務に係る企画提案書は、次に定めるところにより作成し提出すること。

また、提出書類等については、市のホームページよりダウンロードすること。

- (1) 提出書類 【様式第4号】業務実施体制
【様式第5号】企画提案書（表紙）
（添付書類）企画提案書（任意様式）
【様式第6-1号】参考見積書
【様式第6-2号】参考見積額内訳書

(2) 企画提案書作成における留意事項

①企画提案書の様式は任意とする。

②仕様書、実施要領等を熟読した上で、必要な事項を記載すること。特に、下記に掲げる評価項目と評価ポイント（㉞～㉟）を必ず踏まえ提案すること。

㉞放課後児童健全育成事業に関する基本理念及び運営方針

→放課後児童健全育成事業の基本理念等を理解し、それに即した運営方針となっているか。

㉟児童との関わり方

→児童の発達段階や養育環境に応じた支援が、具体的で効果的なものか。また、日常活動の内容が具体的か。

㊱保護者との関わり方

→保護者との連携を密に図るとともに、保護者からの相談等に寄り添った関わり方となっているか。

㊲特別に配慮の必要な児童の受入れと対応

→対象児童を受け入れられる体制か。また、受け入れられる場合、関係機関との連携を通じ、対象児童への支援が具体的で、効果が期待できるものか。

㊳児童の健康管理及び事故の防止

→児童の健康等についての的確に把握しているか。また、怪我等の事故防止や安全対策の取組みが、具体的で効果が期待できるものか。

㊴災害や不審者への対応

→災害時の体制や防災対策が具体的であるか。また、不審者等への対応や、関係機関への通報体制が構築されているか。

㊵職員の質の向上

→人材の育成（研修体制・研修計画・研修内容等）が、具体的で効果が期待できるものか。

㊶学校、地域及び関係機関等との連携に対する考え方

→関係性を確立するための実施方法が具体的であり、実現可能なものか。

㊷年間事業計画

→月行事や季節のイベント等が、具体的で効果が期待できるものか。

㊸その他自由提案

→別記仕様書に関わらず、市にとって効果的で有益な提案となっているか。

③文字サイズは11ポイント以上とすること。枚数の制限はない。

- ④企画提案書を提出した後は、追加及び変更等はできない。
- ⑤提出された提案書等は、原則として提案者に返却しない。
- ⑥提案内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

(3) 提出場所 岩沼市健康福祉部子ども福祉課

(4) 提出方法 郵送又は持参（郵送の場合は書留郵便によるものとし、封筒の表面に「岩沼市健康福祉部子ども福祉課宛」、「公募型プロポーザル企画提案書等在中」と記載すること。

正本1部、副本（正本のコピー）7部、CD-R 1枚を提出すること。

(5) 提出期限 令和5年11月17日（金）12時00分

10. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案者からの企画提案について、内容確認や補足説明を受けるため、岩沼市西児童センター放課後児童クラブ分室運営業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査会」という。）によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、採点を行わない。

(1) 日 時 令和5年11月27日（月）（詳細は、別途参加者に通知する）

(2) 場 所 岩沼市役所（詳細は、別途参加者に通知する）

(3) 出席者 業務責任者（室長）を含む4名以内とすること。

(4) 時間構成 1者30分程度（セッティング3分程度、プレゼンテーション15分以内、ヒアリング12分程度）

(5) 留意事項 パワーポイント等の画面の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限る。その際、テレビ（65インチ）は市が用意するが、パソコン、接続ケーブル（HDMI）など、その他必要な機器は各自で用意すること。

11. 受託候補者の選定

審査会において審査を実施し、各審査委員が採点した得点の合計が最も高い提案者を受託候補者として、また、次いで高い提案者を次点者として選定する。

ただし、受託候補者及び次点者については、100点満点中60点以上を獲得した場合に限る。

なお、受託候補者及び次点者の総得点が同点となった場合については、審査会において、各審査委員の多数決により順位を決定する。

(1) 選定結果通知日時 令和5年11月下旬（予定）

(2) 選定結果通知方法 選定結果については、提案者全員に通知するとともに、ホームページに掲載する。なお、選定結果に関する一切について、質問、説明請求、及び異議申立て等は受け付けない。

12. 契約の締結等

- (1) 市は、後日、受託候補者を対象とした見積徴取会を実施し、その後、契約を締結する。なお、その価格は、参考見積額を上限額とする。
- (2) 以下に掲げる項目に該当する場合は、次点者が受託候補者となる。
 - ① 契約が不調となった場合
 - ② 受託候補者が本契約を辞退した場合
 - ③ 受託候補者の提出書類に虚偽記載が判明した場合
 - ④ その他の理由により契約締結が困難となった場合

13. 参加の辞退

参加表明書兼誓約書の提出後に、プロポーザルの参加を辞退するときは、様式第8号辞退届を提出すること。

14. その他留意事項

- (1) 参加表明書兼誓約書等の提出時から契約締結までの期間に、市の入札参加資格制限を受けた場合、また、同期間に会社更生法の適用を受けるなど、この業務の履行が困難と認められる場合は失格となる場合がある。
- (2) 提案者は、参加表明書兼誓約書の提出をもって、この実施要領や仕様書その他の契約に関する事項をすべて承諾したものとみなす。
- (3) 提案者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するが、得点が60点未満の場合は、受託候補者として選定しない。
- (4) 本プロポーザルに要した費用は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 提出された書類等は、提案者に無断で本入札以外に使用しない。
- (6) 提案者は本プロポーザルで取得した情報等を、市の許可なく第三者へ提供してはならない。
- (7) 提出書類の知的所有権は、提案者に属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、岩沼市情報公開条例(平成10年条例第1号)に基づき公開する場合がある。

15. 担当部署

岩沼市健康福祉部子ども福祉課

〒989-2480 宮城県岩沼市桜一丁目6番20号

TEL: 0223-22-1111 (内391)

FAX: 0223-23-2377

E-Mail: kodomofukusi@city.iwanuma.miyagi.jp